はるきTIMES

第10号(2022年初夏)

発行:はるき法律事務所

〒541-0053

大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

みなさまに 春が 春が 来る やきせてください。 * 「弁護士堀内のブログ」を始めました。 ** はるきだより

遺産分割前の預貯金の仮払制度について

1 どんな制度?

相続人は、遺産となる預貯金債権のうち、一定の範囲について、他の相続人の同意がなくても単独で金融機関に払戻しを受けることができる制度です(民法第909条の2)。

2 なぜこのような制度ができたのか?

この制度ができる以前は、最高裁判所は預貯金債権について相続の開始によって当然に分割され、 各相続人が自分の相続分に応じて払戻しを求めることができると判断していました。

ところが、金融機関は被相続人の預貯金の払い戻しをめぐる相続人間のトラブルに巻き込まれたくなかったために、実際の払戻しに際して相続人全員の署名押印を要求していました。相続人間で遺産の争いが発生すれば預金の払い戻しに相続人全員の署名押印など普通はもらえませんので、現実に払戻しを受けたい相続人は個別に金融機関相手に自分の相続分を払い戻すよう訴訟をせざるをえないことが多々ありました。

さらに、最高裁判所は平成28年にこれまでの判断を変更し、預貯金債権も遺産分割の対象とする としたため、遺産分割が終了するまで相続人が個別に払戻しを求めることができなくなってしまい ました。

しかし、預貯金が遺産分割まで一切手を付けられないとなると、入院代の支払いなど被相続人の債務の支払について遺産分割が終わるまで預貯金が使えない、また被相続人が扶養 していた相続人の生活費にすぐに使えないといった問題が発生します。

そこで、遺産に含まれる預貯金債権を一定の範囲で裁判所の判断を経ることなく直接金融機関から払戻しを受けられる制度が民法に新しく設けられました。

3 払い戻される額はいくらまで?

民法は相続開始時の預貯金債権の3分の1に払戻しを求める相続人の相続分を掛けた金額までとしており、さらに1つの金融機関に対しては、法務省令で定める額としています。現在は1つの金融機関あたり150万円が上限とされています。

例えば、ある銀行の普通預金に600万円、定期預金が300万円あったとして、相続人が2名 (配偶者と子1人)とすると相続分がそれぞれ2分の1となり、各相続人は普通預金について10 0万円(600万円×1/3×1/2)、定期預金について50万円(300万円×1/3×1/2)まで、合計150万円までそれぞれ払戻しを受けることが可能となります。

もちろんこれは上限ですので、普通預金だけから100万円のみ払い戻しを受けるだけでも構いませんし、定期預金だけから50万円の払い戻しを受けることもできます。

この制度では、被相続人の預貯金債権が一つの金融機関にしかないのか、複数の金融機関にあるかで仮払いを受けることができる上限が変わってきます。預金額×1/3×相続分が150万円以下であればその額が上限となりますが、150万円以上あれば最大額は金融機関の数×150万円となるからです。

ただし、一つの金融機関の複数の支店に銀行口座があった場合であっても、銀行口座の数だけ上限が増えることはなく、あくまで上限は150万円までとなります。

4 手続きはどうやってするの?

具体的な手続きについてまでは法令は定めていません。金融機関ごとに定められた書類を提出することになります。具体的には①預金者が死亡したこと②請求者が預金者の相続人であること③相続の範囲が分からなければ具体的な金額を計算できませんので、戸籍謄本や法定相続情報一覧図(戸籍謄本をもとに法務局で作成されますので、これがあれば戸籍謄本は基本的に不要とされています)が必要になります。



5 仮払いされた預金の扱いは?

仮払いされた預金は、遺産の一部を先にもらったことになりますので、後の遺産分割において清算されます。清算した結果、支払いを受けた相続人に生前贈与などがあって実際は預貯金の相続分がなかった場合には、その分を他の相続人に返還しなければならないことになりますが、清算した時には既に返還するお金もないこともありえます。こうした問題を最小限にするために、この仮払い制度が仮払いされる預金の割合だけでなく金額まで上限が設定され、さらに金融機関ごとに上限が決められているのです。

今回もお読み頂き、ありがとうございました。

(東原直樹)

「弁護士堀内のブログ」を始めました。

今年1月から、弊所ホームページにて、弊所弁護士堀内のブログを始めました。

現在、私からみた契約書作成のコツと、契約書のチェックの仕方のコツを書き留めています。

内容をざっくり申し上げると、契約書のひな形をアップしているわけではありません。ネット上では、契約書のひな形が多数出回っていて、弁護士がアップしているのも数多くあります。

しかしながら、私がいろいろな契約書のひな形を見ていて、「これはビジネスの現場では通用しないだろう」とか、「これは使い方を間違うと、自社に大きなデメリットを与えかねないな」などと思うことがしばしばです。

そこで、契約書のひな形を使うときにはどんな注意をしたらいいのか、また、契約の相手方から 契約書を送られてきたときにどういう所をチェックしたらいいのか、そのエッセンスをブログに 書いてみました。

そろそろネタ切れなので、他のネタを書こうと思っていますが、今までになかった切り口での内容になっていますので、是非ご一読ください。 (堀内朗仁)



ブログをアップしているページの QRコードです。 どうぞご利用下さい。



取 扱 業 務

<企業向け業務>

コンプライアンス体制を 作るための 総合アドバイザリー 企業活動における 法律に関する アドバイザリー

顧問契約

<個人向け業務>

遺言作成

相続問題

夫婦関係問題

その他、法律に関するご相談を承ります。

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ はるきだより ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★



2019年の夏、はるきTIMES第1号を発行してから、今号で 第10号となりました。いつもお読みいただき、ありがとうござ います。(バックナンバーはHPに掲載しています。)

第1号の頃にはまだ新型コロナはなかったのですね…。なんだかものすごく長い年月が経ったような、あっという間だったような不思議な感覚です。まだもうしばらくマスク生活が続きそうですが、これからまた暑い季節がやってきます。皆さま、くれぐれも体調にお気をつけてお過ごしください。(Y)

はるき法律事務所 弁護士 堀内朗仁 弁護士 東原直樹(大阪弁護士会所属) 〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階 TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612 HP https://haruki-law.net